

参考資料

1. 景観計画における色彩の基準

- ・建築物または工作物に係る景観形成基準の中で、色彩は、JIS規格に採用されている「マンセル表色系」による基準を設けています。
- ・景観形成特別地区は地区ごとに独自の基準、一般地域では一律の基準を設けます。

マンセル表色系と色彩基準の考え方

①マンセル表色系

- ・「マンセル表色系」では、ひとつの色相を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

○色相（いろあい）

- ・10の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその割合を示す0から10までの数字を組み合わせ、「10R」や「5Y」などのように表記します。また、「10RP」は「0R」、「10R」は「0YR」と同意です。

○明度（あかるさ）

- ・0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

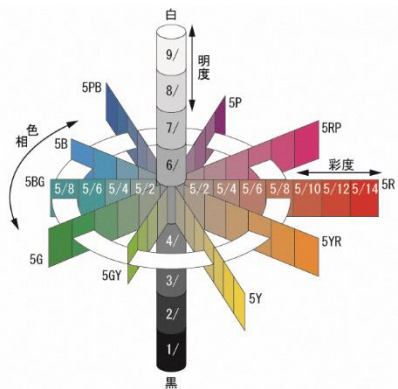
○彩度（あざやかさ）

- ・0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

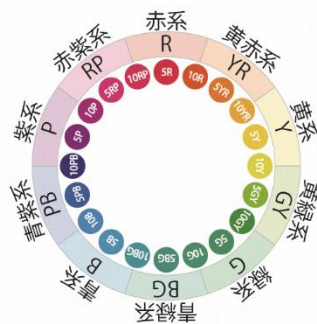
○マンセル値

- ・色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせる表記記号です。例えば、赤いチューリップの色彩は5R4/14と表記します。

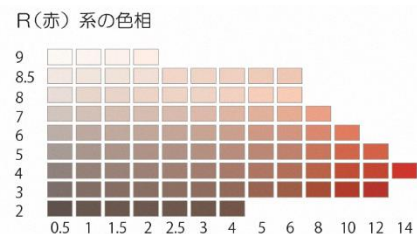
■マンセル表色系の仕組み



■色相（マンセル色相環）



■明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）



■マンセル値の表記方法



②色彩基準における面積費の考え方

- ・建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺との調和を図ることとしています。

○基本色

- ・外壁各面の4/5は、基本色の基準に適合した色彩とします。

○強調色

- ・外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。

○アクセント色

- ・強調色のほかに外観にアクセントをつける場合は、外壁各面の1/20に限って、アクセント色を用いることができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の1/5以内とします。

○屋根色

- ・勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用います（陸屋根の屋根面には適用されません）。

■色彩基準の面積比



③色彩基準の適用除外

- ・以下のような場合については、景観審議会等の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

(良好な景観形成への貢献)

- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどをしようする場合。
- 橋梁等で区民のなじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。
- その他、良好な景観の形成に貢献するなど、豊島区景観計画の実現に資する色彩計画であるもの。

- ・工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないことができます。
- ・高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や色の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方や周辺環境への影響を十分踏まえた計画とする必要があります。

一般地域の色彩基準

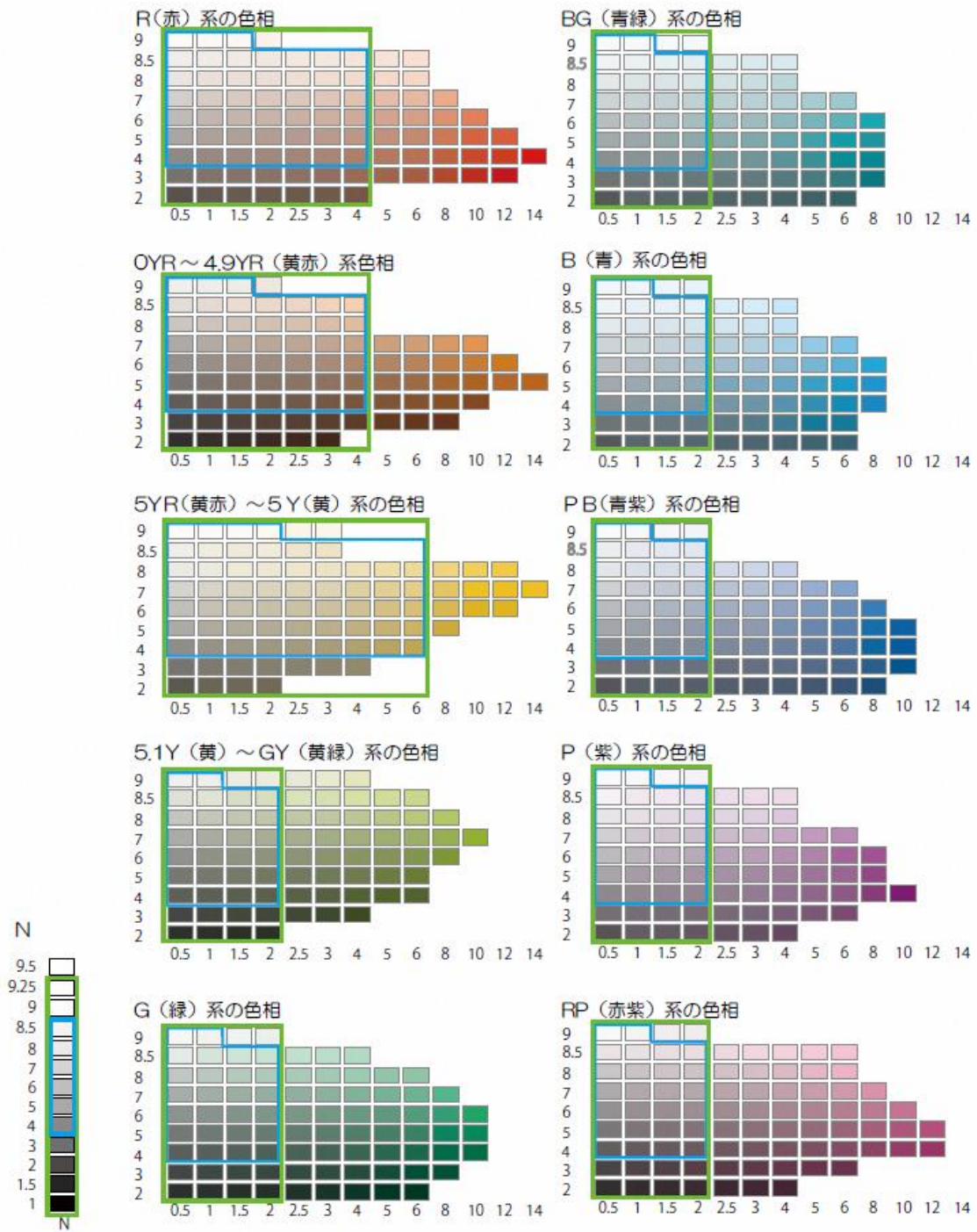
〈色彩景観形成の考え方〉

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。
- 外壁は、落ち着きが感じられ、周囲のみどりや街並みに配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。
- 外壁のアクセントとして用いる色彩の面積は、外壁各面の 1/20 以下とし、主に建築物の中低層部で用いるようにします。
- 勾配屋根は、屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算するものとし、周囲から突出せず、落ち着きのある色彩を基本とします。
- 低層住居系市街地、住居系市街地では、住宅地の街並みと調和した落ち着きのある色彩を基本とします。
- 複合市街地のうち、地域の生活に密着した商店街では、にぎわいを感じさせる色遣いを許容します。

〈色彩基準〉

基準の適用部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
外壁基本色	無彩色	N	4 以上 8.5 以下	-
	有彩色	0R~4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
			8.5 以上	1.5 以下
		5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
			8.5 以上	2 以下
		その他	4 以上 8.5 未満	2 以下
			8.5 以上	1 以下
	強調色	無彩色	N	9.25 以下
有彩色		0R~4.9YR	-	4 以下
		5.0YR~5.0Y		6 以下
		その他		2 以下

■使用可能範囲の色彩イメージ（一般地域）



特別景観形成地区の色彩基準

神田川沿川景観形成特別地区

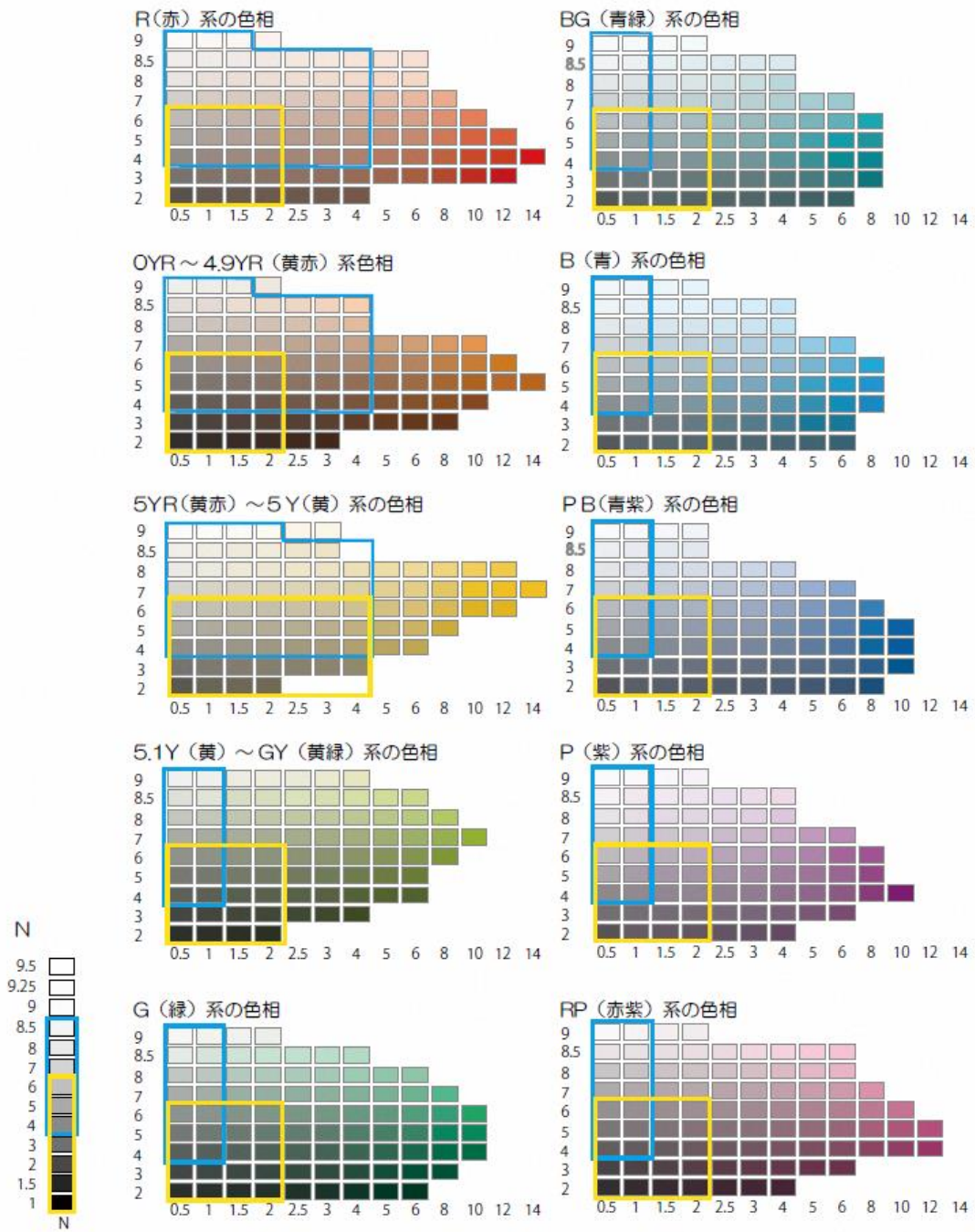
〈色彩景観形成の考え方〉

- 外壁の基本色は、神田川沿川のみどりや水の色彩と調和した落ち着きと潤いのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とします。
- 勾配屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。屋根色を黒色とする場合は、黒すぎないように「いぶし瓦」程度を用います。

〈色彩基準〉

基準の適用 部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
外壁基本色	無彩色	N	4以上 8.5以下	-
	有彩色	0R~4.9YR	4以上 8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上 8.5未満	4以下
			8.5以上	2以下
		その他	4以上	1以下
屋根色 (勾配屋根)	無彩色	N	6以下	-
	有彩色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
		その他		2以下

■使用可能範囲の色彩イメージ（神田川沿川景観形成特別地区）



	外壁基本色の 使用可能範囲		屋根色の 使用可能範囲
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	----------------

六義園周辺景観形成特別地区

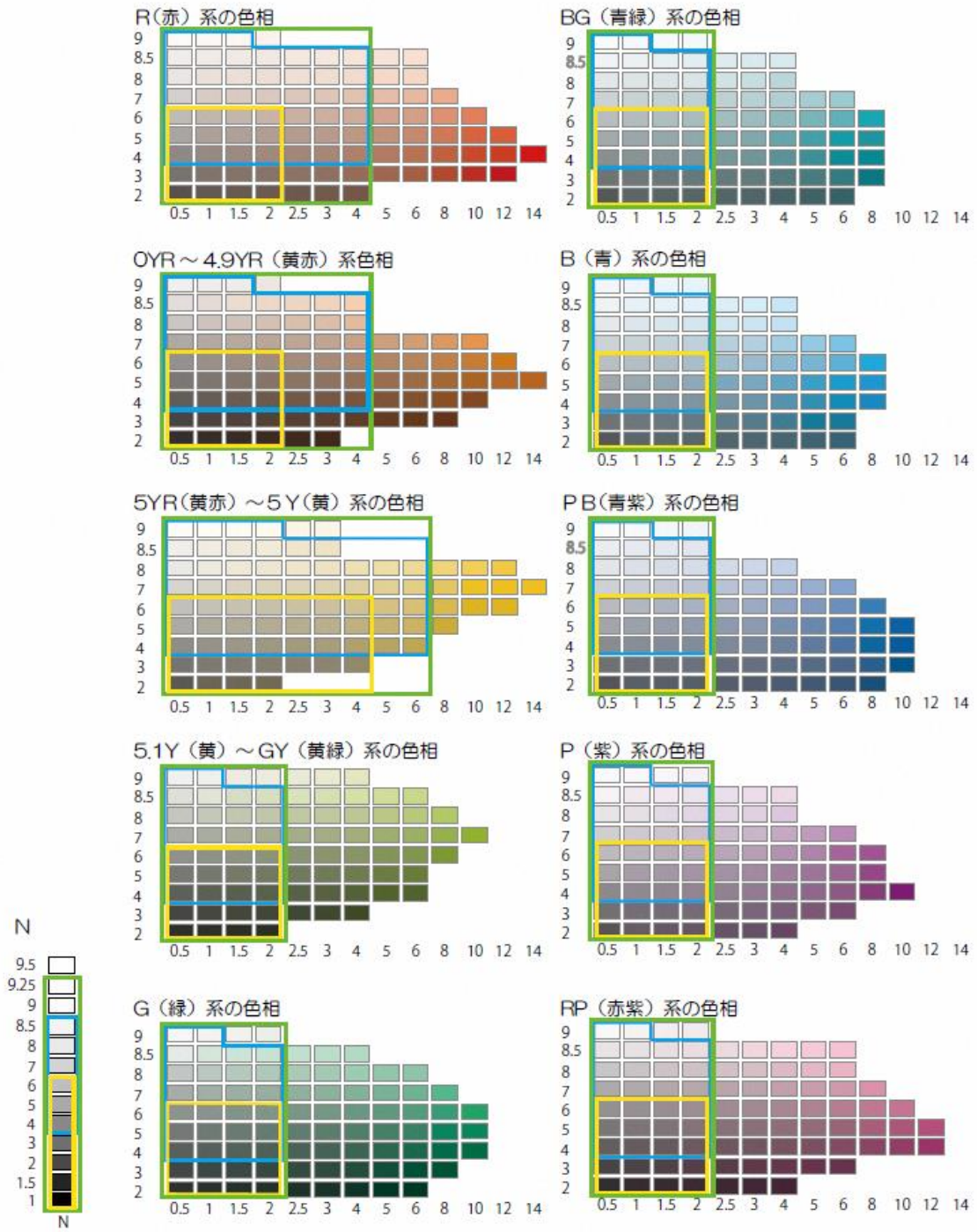
〈色彩景観形成の考え方〉

- 外壁の大部分は、六義園の豊かなみどりを生かした景観の形成を図るため、庭園のみどりの彩度程度を上限とします。(夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度です)
- 勾配屋根を設ける場合は、庭園のみどりから突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩とします。屋根色を黒色とする場合は、黒すぎないよう「いぶし瓦」程度とします。

〈色彩基準〉

基準の適用部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
外壁基本色	無彩色	N	4以上 8.5以下	-
	有彩色	0R~4.9YR	4以上 8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上 8.5未満	6以下
			8.5以上	2以下
		その他	4以上 8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
	強調色	無彩色	N	9.25以下
有彩色		0R~4.9YR	-	4以下
		5.0YR~5.0Y		6以下
		その他		2以下
屋根色 (勾配屋根)	無彩色	N	6以下	-
	有彩色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
		その他		2以下

■使用可能範囲の色彩イメージ（六義園周辺景観形成特別地区）



池袋駅東口広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区

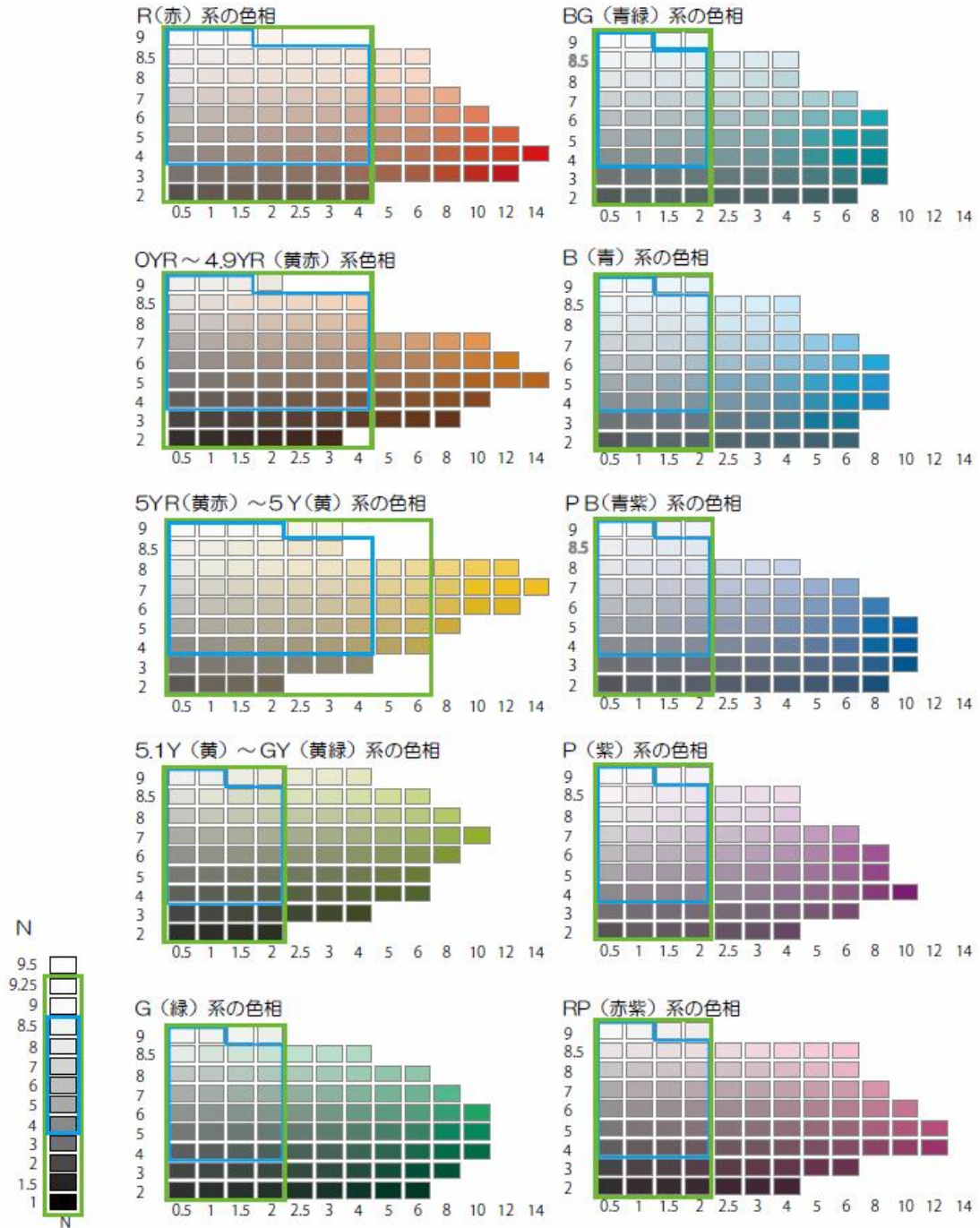
〈色彩景観形成の考え方〉

- グリーン大通りは、ケヤキやクスノキを中心とした並木を惹き立てる色彩を基本とします。
- 強調色は、低層部に用いることを基本とし、にぎわいを感じさせる色遣いを許容することとします。
- 勾配屋根は、屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算し、周囲から突出せずに、落ち着いた色のある色彩を基本とします。

〈色彩基準〉

基準の適用 部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
外壁基本色	無彩色	N	4 以上 8.5 以下	-
	有彩色	0R~4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
			8.5 以上	1.5 以下
		5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満	4 以下
			8.5 以上	2 以下
		その他	4 以上 8.5 未満	2 以下
			8.5 以上	1 以下
強調色	無彩色	N	9.25 以下	-
	有彩色	0R~4.9YR	-	4 以下
		5.0YR~5.0Y		6 以下
		その他		2 以下

■使用可能範囲の色彩イメージ（池袋駅東口広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区）



	外壁基本色の 使用可能範囲		強調色の 使用可能範囲
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------------

雑司が谷地域景観形成特別地区

〈色彩景観形成の考え方〉

- 歴史や文化が感じられる街並みに調和し、地域の豊かなみどりを生かした景観の形成を図るため、落ち着いた色のある色を基本とします。
- 強調色は、低層部に用いることを基本とし、風情やにぎわいを引き立てる色遣いを許容することとします。
- 勾配屋根の色彩は、周辺の街並みや豊かなみどりから突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩とします。屋根色を黒色とする場合は、黒すぎないよう「いぶし瓦」程度とします。

〈色彩基準〉

基準の適用部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
外壁基本色	無彩色	N	4以上 8.5以下	-
	有彩色	0R~4.9YR	4以上 8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上 8.5未満	4以下
			8.5以上	2以下
		その他	4以上 8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
強調色	無彩色	N	9.25以下	-
	有彩色	0R~4.9YR	-	4以下
		5.0YR~5.0Y		6以下
		その他		2以下
屋根色 (勾配屋根)	無彩色	N	6以下	-
	有彩色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
		その他		2以下

■使用可能範囲の色彩イメージ（雑司が谷地域景観形成特別地区）

